

◎電気事業法等の一部を改正する法律案新旧対照表

○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(業務)</p> <p>第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一〜三 [略]</p> <p>四 第二十九条第二項(同条第四項及び第三十条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)</p> <p>五〜十 [略]</p> <p>第二十九条 電気事業者(次条第一項に規定する発電用原子炉設置電気事業者を除く。以下この条において同じ。)は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給(経済産業省令で定める発電用の電気工作物ごとの電気の供給を含む。))並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。)を作成し、当該年度の開始前に(電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく)、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>(業務)</p> <p>第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一〜三 [略]</p> <p>四 第二十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定による検討及び送付を行うこと。</p> <p>五〜十 [略]</p> <p>第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。)を作成し、当該年度の開始前に(電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく)、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。</p>

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に（当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに）、経済産業大臣に送付しなければならぬ。

3～6 [略]

第三十条 発電用原子炉設置電気事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下この項及び第一百十二条の三において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者（その設置する全ての発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第二項の認可の申請をした発電用原子炉設置者を除く。）である電気事業者をいう。第四項において同じ。）は、毎年度、電気の供給又は電気工作物の設置若しくは運用をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、供給計画を作成し、原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一項の検査に合格したことを証する書面の写し、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律（平成二十八年法律第 号）第三條第一項又は第七條第一項の同意を得たことを証する書面の写しその他の経済産業省令で定める書面を添えて、推進機関を経

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に（当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに）、経済産業大臣に送付しなければならぬ。

3～6 [略]

第三十条 削除

- 由して経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならない。
- 2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「電気事業者」とあるのは、「一次条第一項に規定する発電用原子炉設置電気事業者」と読み替えるものとする。
- 3 前二項の規定は、第一項の認可を受けた供給計画を変更して電気の供給又は電気工作物の設置若しくは運用をしようとする場合に準用する。この場合において、前項中「」とあるのは、「とあるのは「から」とあるのは」と、「と読み替える」とあるのは「から」と、「これを取りまとめ」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に（当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに）」とあるのは「速やかに」と読み替える」と読み替えるものとする。
- 4 経済産業大臣は、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により発電用原子炉設置電気事業者から供給計画を受け取つた場合において、当該供給計画がエネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に照らして適当であり、かつ、広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切であると認めるときは、第一項の認可をするものとする。
- 5 経済産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、環境大臣その他政令で定める行政機関の長に協議しなければならない。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律との関係)

第一百十二条の三 原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた発電用原子炉施設(原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。)の設置又は変更の工事の計画に係る原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に対する第四十七条第三項又は第四十八条第三項の規定の適用については、当該工事の計画が第四十七条第三項第一号に掲げる要件(第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。次項において同じ。)又は第四十八条第三項第一号に掲げる要件(第四十七条第三項第一号に掲げる要件(第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。))に限る。次項において同じ。)に適合しているものとみなす。

2 4 [略]

第一百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律との関係)

第一百十二条の三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。)第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた発電用原子炉施設(原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。)の設置又は変更の工事の計画に係る原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に対する第四十七条第三項又は第四十八条第三項の規定の適用については、当該工事の計画が第四十七条第三項第一号に掲げる要件(第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。次項において同じ。)又は第四十八条第三項第一号に掲げる要件(第四十七条第三項第一号に掲げる要件(第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。))に限る。次項において同じ。)に適合しているものとみなす。

2 4 [略]

第一百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 〔略〕

八 第三十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して認可を受けずに電気の供給又は電気工作物の設置若しくは運用を行った者

九〇十三 〔略〕

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 〔略〕

二 第二十九条第二項（同条第四項及び第三十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による送付をしなかつたとき。

三・四 〔略〕

一〇七 〔略〕

〔新設〕

八〇十二 〔略〕

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 〔略〕

二 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による送付をしなかつたとき。

三・四 〔略〕

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（使用前検査）</p> <p>第四十三条の三の十一 第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。以下この項において同じ。）は、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後（第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設にあつては、当該検査に合格し、当該発電用原子炉施設を使用する年度に係る電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の認可を受けた後の当該年度の開始後）でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（使用前検査）</p> <p>第四十三条の三の十一 第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）は、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 〔略〕</p>

改 正 案	現 行
<p>（エネルギー基本計画） 第十二条 〔略〕</p> <p>2 エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針（エネルギー需給の長期見通しを含む。）</p> <p>二 四 〔略〕</p> <p>三 七 〔略〕</p>	<p>（エネルギー基本計画） 第十二条 〔略〕</p> <p>2 エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 四 〔略〕</p> <p>三 七 〔略〕</p>

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）（附則第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 電気事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第百十七条の二中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。</p> <p>四 第二十二條の二第一項又は第二十七條の十一の二第一項の規定に違反して小売電気事業又は発電事業を営んだ者</p> <p>〔略〕</p>	<p>第三条 電気事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第百十七条の二中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。</p> <p>四 第二十二條の二第一項又は第二十七條の十一の二第一項の規定に違反して小売電気事業又は発電事業を営んだ者</p> <p>〔略〕</p>